

鳴門市総合評価競争入札審査会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、鳴門市が発注する建設工事において、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の13において準用する場合も含む。）の規定に基づき一般競争入札又は指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施する場合において、当該入札手続きの検討、審査等で、公平性及び適正性を確保するため鳴門市総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価競争入札の適否に関すること
- (2) 総合評価競争入札に係る落札者決定基準等に関すること
- (3) 総合評価競争入札の総合評価に係る審査・評価に関すること
- (4) その他総合評価競争入札の実施に関すること

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、審議の対象となる入札に係る建設工事を所管する課長は除斥する。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、企画総務部長をもって充て、副会長は、経済建設部長をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 会長、副会長ともに事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、審査会に委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。
- 3 審査会は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会の審査資料は、事業所管課が作成する。

(事務局)

第6条 審査会の庶務は、契約検査室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

別表（第3条関係）

企画総務部長	経済建設部長	まちづくり課長
土木課長	下水道課長	農林水産課長
水道事業課長	教育総務課長	